

## 学校いじめ防止基本方針

(令和7年度改定)

聖和女子学院中学校高等学校

### 1 目指す生徒像

隣人愛の精神の実践に努め、一人一人の特性を活かし世界を舞台に社会に貢献できるグローバルな視座をもつ生徒  
校訓「苦しむ人と共に苦しみ、喜ぶ人と共に喜べるようキリストの愛の心で人々に接しよう」を具現化できる生徒

### 2 いじめ防止対策体制

[いじめ防止・対策委員会]		
[保護者との連携]	[校内委員]	[関係機関との連携] 外部委員
P T A 役員 (会長・副会長等) P T A 評議員	常 任：教頭・教育相談部主任 生徒指導部主任・教務主任・養護教諭 非常任：当該関係者(学年主任・学年生徒指導・ 学級担任・部活動顧問・寮関係者等)	スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 顧問弁護士・法人理事 公的外部支援機関等

※外部委員、非常任委員は状況に応じて参加する。具体的事例への対応では臨機応変に委員を加える。

### 3 いじめ防止への取り組み

**[学 校]** 「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

**[教職員]**

- 生徒との信頼関係を深め、生徒の居場所づくり
- 生徒の自己実現を図る授業実践
- 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む
- 様々な困難を抱えている可能性の認識
- 訴えや話を親身になって聞く姿勢
- 人権感覚を研く ○同僚・学年・管理職との協力意識

**[生 徒]**

- 互いを認め合い、クラスの一員としての自覚
- 規範意識の醸成 ○「命の大切さ」を育む
- 人間の最大の罪は「無関心」。

**[保護者]**

- 生徒の変化に気づいたら、すぐに学校に相談
- 家族団欒
- 学校との協力体制

### 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

- 早期発見にむけて・・・「変化に気づく」～生徒の変化を敏感に察知～
- 相談ができる・・・「誰にでも」～いじめを生まない土壌づくり～
- 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」～報告・連絡・相談～

校長・教頭

連絡  
・  
報告

連絡  
・  
報告

いじめ防止・対策委員会  
○構成メンバー  
生徒指導主任・教育相談部主任  
教務主任・養護教諭・学年主任  
学級担任・SSW・SC など

連絡  
報告  
支援

中学部・高校各学年  
○計画的な指導の実施  
○いじめの早期発見・  
実態把握

情報収集  
・  
提供

情報収集  
・  
提供

学級 各部活動 教員 生徒 保護者 寮 関係機関